

奈良県告示第四百六十二号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする同条第一項に規定する助成対象学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人を除く。）が受ける公認会計士又は監査法人の監査に係る監査事項を次のとおり指定し、令和七年度に係る監査から適用する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及び附属明細書が作成されているかどうか。